

الاضحى عند وصول الجرحى  
١٩٢٢

創文社刊

# アブー・スィネータ村の醜聞

裁判文書からみたエジプトの村社会

---

加藤 博 著



創文社

加藤 博 (かとう・ひろし)

1948年高松市に生まれる。1980年一橋大学大学院経済学研究  
科博士後期課程修了。経済学博士（一橋大学）。

東京大学東洋文化研究所・助手，東洋大学文学部（教養課程）  
人文科学科・専任講師，助教授をへて，1990年一橋大学経済  
学部助教授，1991年同教授，現在に至る。

〔著書〕『私的土地所有権とエジプト社会』（創文社，1993  
年），『文明としてのイスラム』（東京大学出版会，1995年），  
『イスラーム世界の危機と改革』（山川出版社，1997年）。

〔アブー・スィネータ村の醜聞〕

一九九七年二月一〇日 第一刷印刷  
一九九七年二月一五日 第二刷発行

著 者 加 藤 博

発 行 者 久 保 井 浩 俊

印 刷 者 藤 原 豊

発 行 所 株式会社 創 文 社

102 東京都千代田区麹町二一六―七  
電 話 〇三―三二六三―七二〇一  
振 替 〇〇二二〇〇―九二四七二

（著者との申し合せにより検印省略）

藤原印刷・鈴木製本

ISBN4-423-46044-0

Printed in Japan

## 凡 例

一、本書は、それが現実に実現しているか否かは別にして、できるかぎり平易な叙述をこころがけた。そのため、本文での叙述の根拠となった学術的成果については、最低限必要な関係文献のみ「注」あるいは「文献解題」において指摘した。

二、同じ理由から、固有名詞についてであれ学術用語についてであれ、本文において、その原語を指示することはしなかった。必要と思われる原語の指示は、「注」のなかでした。

三、エジプトを含むアラブ世界では、いわゆる「家族名」はない。アラブ人名の表記は、父系出自にそって、「本人の名前」「父の名前」「祖父の名前」と先祖の名前を順に重ねていく。たとえば、ムハンマド・マンスール・ムハンマドという人物名の表記において、最初のムハンマドが本人の名前、次のマンスールが父の名前、二番目のムハンマドは祖父の名前という具合である。

こうして、アラブ人は、文脈と必要に応じて、短く呼ばれたり、長く呼ばれたりする。先のムハンマド・マンスール・ムハンマドを例にとれば、ムハンマドという本人の名前だけで呼ばれることもあれば、ムハンマド・マンスールと、本人の名前の次に父の名前をつけて呼ばれることもある。通常、この本人と父の名前の連記でもって当人の名前とされる。ただし、公式の文書などで、祖父の名前にも言及する必要がある時には、ムハンマド・マンスール・ムハンマドと表記される。

もっとも、家系によつては、「家族名」のように使われる部族名とか、ニスバと呼ばれる「あだ名」をもっている。たとえば、アブドゥルハキーム・バツリーンという人物名の表記において、アブドゥルハキームが本人の名前、次のバツリーンは一族の名前である。「バツリーン一族の」アブドゥルハキームという訳である。このような人名の表記は、それに慣れない読者にとって、煩雑と混乱のきわみであろう。しかし、慣れてもらうしかない。

四、アラビア語をカタカナに転写する際には、多くの解決が困難で、読者に混乱を招く問題がある。その最たるものの一つが、

所有格を指示する前置詞をもたぬアラビア語において、その機能をつとめる定冠詞アルの処置である。たとえば、アブドゥルファッターフ・アルマンフルという人物名において、アブドゥルファッターフが本人の名前であり、マンフルが一族の名前である。つまり、「マンフル一族の」アブドゥルファッターフという訳である。

厄介なのは、こうした部族名とかニスバのすべてに、所有格を指示する定冠詞アルがついている訳ではないということである。このマンフル一族の例においては、アルがついていたが、先のバツリーン一族の例では、アルはついていない。人物名にかぎらず、固有名詞、学術用語に、定冠詞アルは頻出する。そこで、本書では、煩雑な転写を回避し、読者の混乱を少しでも少なくするために、アラビア語のカタカナへの転写に際して、所有格を指示する定冠詞アルはすべて省略した。そのため、たとえば先のアブドゥルファッターフ・アルマンフルはアブドゥルファッターフ・マンフルと表記される。

五、本文に現れる度量衡単位、貨幣単位を示せば、次の通りである。

度量衡単位    一フェッダーン || 二四キーラート || 一、〇三八エーカー

一ズイラーウ || 〇・五八メートル

一アルデブ || 一五〇キログラム (小麦)

|| 一二〇キログラム (大麦)

貨幣単位

一エジプト・ポンド || 一〇〇キクルシュ

一キクルシュ || 四〇フィツダ

一キース || 五〇〇キクルシュ

一リヤール || 五・五キクルシュ

|| 二二〇フィツダ

# 目次

## 目次

凡例..... i

プロローグ なぜこの本が書かれたのか..... 三

村との出会い..... 三

「醜聞」論文の執筆..... 五

村との再会..... 八

この本はどのように書かれているか..... 一〇

## 第一部 アブー・スィネータ村

一村へ..... 一五

カイロからカナーティルへ..... 一五

カナーティル余話..... 九

カナーティルから村へ..... 二

車中からみる農村の変化..... 五

二村の概観..... 二七

県における代表的な村..... 二七

典型的なカルヤ型村落……………三

村の生活空間……………三六

三 地域社会のなかでの村……………四〇

地方行政のなかの村……………四〇

地域経済のなかの村……………四三

村の有力家系（アイイラ）……………四七

## 第二部 文書「アブー・スイネータ村の醜聞」

一 「醜聞」文書解題……………五五

エジプト総督内閣官房文書……………五五

「醜聞」文書……………五七

「醜聞」の社会背景……………六〇

エジプト農村社会史のなかの「醜聞」……………六三

二 訴訟三題……………六六

1 イブラヒム・バドル訴訟……………六六

2 アブドウルワッハブ・ムサラム訴訟……………八一

3 バダウィー・バツリーン訴訟……………六七

## 第三部 伝承「アブー・スイネータ村の醜聞」

# 目次

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 「聞き取り調査」解説              | 一〇元 |
| アブー・スィネータ村訪問            | 一〇元 |
| 聞き取り 一九八六―八七年           | 一一  |
| 聞き取り 一九八八―九二年           | 一二  |
| 聞き取り 一九九三年              | 一三  |
| 聞き取り 一九九四―九五年           | 一四  |
| 聞き取り調査結果                | 一五  |
| 1 聞き取り 一九八六―八七年         | 一五  |
| 『文書』で確認できる「醜聞」要旨        | 一六  |
| 聞き取り一九九三―九五年            | 一六  |
| ① 聞きとり（一九九四年九月二四日）      | 一七  |
| ② 聞きとり（一九九五年九月九、二〇、二二日） | 一八  |
| 第四部 「醜聞」にみるアブー・スィネータ村   |     |
| 一 村社会の住民構成              | 一七  |
| 「醜聞」関係者                 | 一七  |
| 閉鎖空間としての村社会             | 一八  |
| 開放空間としての村社会             | 一九  |
| 二 村社会の人間関係              | 二〇  |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 村社会の人間関係……………             | 一六 |
| 婚姻によるネットワーク社会としての村社会…………… | 一八 |
| 三 村社会と村長（ウムダ）……………        | 一八 |
| 強い村長、弱い村長……………            | 一八 |
| 父のような村長……………              | 一八 |

## 第五部 アブー・スイネータ村の一五〇年

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 一 「醜聞」文書と伝承……………             | 一九 |
| 伝えられる「醜聞」……………               | 一九 |
| 隠される「醜聞」……………                | 一九 |
| 現在に生きる「醜聞」……………              | 二〇 |
| 二 村の政治 継続と変化……………            | 二〇 |
| アブー・スイネータ村讃歌……………            | 二〇 |
| 国の政治と村の政治……………               | 二〇 |
| アーイラ政治の終焉？……………              | 二一 |
| 三 村は共同体？——宗教意識からみた村社会——…………… | 二七 |
| シーディー・マシユアル伝承……………           | 二七 |
| 古い世代の宗教意識……………               | 二九 |
| 若い世代の宗教意識……………               | 三三 |

エピソード 「醜聞」にみる村社会の「日常性」

|                 |    |
|-----------------|----|
| 「出来事」としての「醜聞」   | 三七 |
| 村の日常生活と「醜聞」     | 三元 |
| アワンタにみる村社会の人間関係 | 三三 |
| 社会化される人間関係      | 三四 |

|      |    |
|------|----|
| あとがき | 三七 |
|------|----|

|   |         |
|---|---------|
| 注 | 16 ~ 23 |
|---|---------|

|      |        |
|------|--------|
| 文献解題 | 7 ~ 15 |
|------|--------|

|    |       |
|----|-------|
| 索引 | 1 ~ 6 |
|----|-------|

口絵（アブドゥルアジーズ・マンスールの家からシーディー・マシユアル・モスクのミナレットを望む）及び本文中の写真はすべて著者撮影。

# アブー・スィネータ村の醜聞

——裁判文書からみたエジプトの村社会——



「君、われわれはそれを学問と称し、得々とやっているが、社会経済史など、考えてみるに、他人の台所に無断で、それも土足でずかずか上がり込むようなものだよな」

「それでは先生、学問らしい学問とはどのような研究なのですか」

「それはだな、君ねえ、人を楽しませ、高めるようなだな」

## プロローグ なぜこの本が書かれたのか

この著作は、私とエジプトの一村落との間の、断続的ではあるが一〇年あまりにわたる関係の記録である。その村落とは、カイロの北、カナーク・ハイリーヤ（デルタ・バラージュ）から車でおよそ四五分、下エジプト・デルタ地方のメヌーフィーヤ県バーグル郡にあるアブー・スィネータ村。人口、約四千の典型的なエジプト村落である。

そして、それは同時に、冒頭に掲げた二〇年以上も前に遡る会話の継続でもあった。この会話は、私が大学院生の時、国立の駅前の小さなレストランでビールを飲みながら故深沢宏先生（当時一橋大学教授）と何気なく交わしたものである。それ以来、この会話は、研究生活を続けていくうえで私の頭から離れることはなかった。

### 【村との出会い】

アブー・スィネータ村とは、まったく偶然に出会った。私は一九八二年から八四年にかけて、エジプトに留学

する機会をもった。私としては二回目のエジプト留学であった。この時の留学の目的は、それまでの法令を中心とした刊行史料に依拠した近代エジプト土地制度史を、いまだ未刊行の文書史料によってさらに発展させ、狭い土地制度史を越えた近代エジプト農村社会史を目指すことであった。

そのため、私はこの留学のほとんどを文書史料の渉猟にあてた。そうした一九八四年のある日、エジプト国立文書館において、一八五三／四年の日付をもつ一つの長い文書に出会った。それは、村落の長の行状に関する克明な訴訟文書であった。そして、この訴訟の舞台となった村落こそ、アブー・スィネータ村であった。

文書の内容がただならぬものであることは、一目見て分かった。なんと、そこでは村長一人に対して、二〇件の告訴がなされているのである。そして、その多くは、村長が村民の財産を不法に取得したことに対する訴えであった。当然のことながら、不法に取得された財産として、村民の土地、不動産が含まれていた。まず私の注意を引いたのは、この文書が土地、不動産をめぐる係争を含むという点であった。

当時、私は村落社会における土地保有慣行に興味をもっていた。このテーマの追求のなかに、土地制度史から農村社会史への展開のきっかけを求めていたからである。そのため、法令などの「公」史料からもうす感じ取れるものの、その実態は捕捉し難い慣行を明らかにし得る「私」史料を探していた。このような私にとって、具体的な事件のなかで村社会における日常性を垣間見せる裁判記録は願ってもない史料であった。

実際、すでに私はこの留学前に、裁判記録に基づく論文を一つ書いていた。論文「カフル・シュブラフール村の村方騒動——一九世紀エジプトにおける私的土地所有権の確立とイズバ農民」(『東洋文化研究所紀要』第八七冊、一九八一年。後に『私的土地所有権とエジプト社会』創文社、一九九三年に収録)である。この論文は、その副題が示すように、一九世紀末に有力者の所領(イズバ)で起きた農民の領主に対する抵抗を近代エジプト土地制度史

の流れのなかで分析したものであった。

それは、それまで——そして現在でもまだ——エジプト農村社会史研究において最も欠けており、私自身ももっともやりたいと望んでいた事例研究の最初の試みであった。そこでの分析の焦点は、土地をめぐる、公法によって支持された領主の「所有権」と慣行に根ざした農民の「占有権」の対立であった。

たとえ公権力が作成した文書であっても、細かい訴訟内容を記録した裁判文書は村社会の土地保有慣行を知るための有力な資料たりえる。これが、論文執筆後の実感であった。そのため、その後の留学生活において、裁判記録は意識的に収集しようとしていた史料群の一つであった。

そこで、国立文書館で目に留まった先の長文の訴訟文書についても、早速、複写をしてもらい、アパートに戻って、ざっと目を通した。当初の関心は、あくまでも土地保有慣行にまつわる村落住民の人間関係にあった。しかし、土地保有に関するキー・ワードを検索した限りでは、この点について、あまり多くの情報を得られそうになかった。

ただし、村社会の人間関係全般を分析するためには一級の史料であり、この文書一つに基づくだけでも、密度の濃い事例研究が可能なのは明らかであった。そこで、帰国後、機会があったら、この文書に依拠して論文を一つ書いてみようかと決め、当面の問題関心にとってもっと相応しい情報を求めて、別の文書史料の収集に向かった。私に残された留学期間はあまりなかったのである。

### 【「醜聞」論文の執筆】

ところで、私はこの留学の最後の最後になって、不覚にもビールス性A型急性肝炎に罹ってしまった。今では

当時についての記憶は定かでないが、確か、肝炎と分かったのは帰国一〇日前であったと思う。発病はそれより一、二週間位前であつたろうか。大学生時代にボート部に所属していたため体力にだけは自信があつた私は、発病後も、無謀にも激しい悪寒と疲労感をおして、一〇〇キロ近くの史料、書籍を日本に郵送すべく、一人でギリシアのアテネに行ったりして、帰国の準備をしていた。当時、エジプトから書籍を送るのは大変な手間を要したのである。

さすがに、それまで身体の不調を訴えても、「酒の飲み方が足りないのだよ」ととりあう気配をみせず、酒をすすめた我が悪友たちも、発病が確認されてからは、私を親身になって看病してくれた。多くの友人、知人に迷惑をかけ、彼らのお世話になった。とりわけ、先のアテネ滞在中、たまたま私のアパートに泊まっていた現東京大学のS教授は私を伴い、同じ航空機で帰国してくれた。

それ以来、彼には頭が上がらないことになった。酒の席で、「機内に持ち込んだ史料は本当に重たかった。あの時、私が運び手になった史料がなければ、今の君はないのだなあ」と嫌味を言われても、エヘへと笑うだけである。実際、アブー・スィネータ村を舞台とした訴訟文書——以下、この文書を「醜聞」文書と呼ぼう——も、この時、機内に持ち込んだ史料に含まれていた。

幸いなことに、肝炎の症状は軽く、二週間の入院ですんだ。しかし、今になって振り返ってみると、この肝炎は私の研究生活における一つの転機となった。それは何よりも、私の学術研究に対する態度の変化として現れた。つまり、研究対象の具体性に沈潜するにせよ、研究対象の抽象化を試みるにせよ、「私」から出発しない限り、なんとも落ちつきの悪さを感じるようになったのである。

病気が回復した直後、私を襲ったのは、無償に「私」「個」にこだわった研究をやりたいという衝動であつた。

それを実現できるのは事例研究しかない。そこですぐ頭に浮かんだのが「醜聞」文書であり、ある種の精神の高揚のなかで、帰国後の最初の論文として執筆されたのが、「アブー・スィネータ村醜聞——一九世紀中葉エジプト・村落有力者層の権力基盤」〔『東洋文化研究所紀要』第九九冊、一九八六年〕であった。この論文を執筆した時の私の精神状態がどのようなものであったかは、「醜聞」という言葉を使った論文の表題だけでも容易に知られるであろう。

「醜聞」文書の内容の詳細を知ったのは、この論文を執筆するためにそれを精読した時であった。そして、そこにみられる村社会の複雑な人間関係は、私の予想をはるかに越えたものであり、きわめて衝撃的であった。

たとえば、われわれは、この文書のなかで、アブー・スィネータ村の村長に対してなされた二〇件の告訴のうち、三件についてその詳細を知ることができるのであるが、その一つは、シリア（現在のトルコ）のアダナで兵役中に死亡した村民が残した遺産に対する、二〇年間にわたって隠されてきた村長の詐取を扱ったものである。村落の訴論文書にエジプトから遠く離れたトルコの地名が出てくること自体、大きな驚きであるが、さらに驚くべきは、詐取のために取られた諸々の手段であり、詐取された金銭の使われ方である。

なんと村長は、この詐取行為のためにイスラム法に照らして完璧な偽造文書を作成し、国家を出し抜くとともに、取得した金銭を外国商会に投資し、行為が発覚するまでの間、利子を得ていたのである。そして、このエジプト村落社会の体質を垣間見せる訴訟事件は、その背景に、当時アブー・スィネータ村に導入されたばかりの村長（ウムダ）職をめぐる、おそらく村民を二分したであろう、村落有力家系間の熾烈な権力争いをもっていた。

こうして、一九八五年——出版は翌年の八六年——論文「アブー・スィネータ村醜聞」を書き上げた。それは、文書の内容をできるかぎり手を加えない形で紹介し、この訴訟の背景にある村落有力家系間の熾烈な権力争